

令和2年度

兵庫県政に
対する要望書

令和元年8月

西宮市

《目 次》

1. 在日外国人の無年金者等の救済について	1
2. 乳幼児等・こども医療費助成制度の充実について	2
3. 国民健康保険における財政支援の強化・拡充について	3
4. 災害援護資金貸付金の償還について	4
5. 名神湾岸連絡線の今後の手続きについて	5
6. 市街化調整区域における農業振興策の拡充について	5
7. 一般国道 176 号「名塩道路」の整備について	6
8. 一般県道生瀬門戸荘線「宝生ヶ丘地区」の整備について	6
9. 社会資本整備総合交付金等の確保及び拡充について	7
10. 二級河川武庫川治水事業の促進及び西宮南部地域の総合的な治水対策の促進 並びに南海トラフ巨大地震や高潮に備えた海岸保全施設の安全性向上について	8
11. 消防防災施設整備費補助金の補助対象事業の拡充 及び補助基準額の見直しについて	9
12. 下水道施設の改築への国費支援の継続について	10
13. 栄養教諭の定数配置の拡充について	11
14. 特別な配慮を要する児童・生徒の支援に係る教職員などの配置について	11

1. 在日外国人の無年金者等の救済について

(課題)

在日外国人については、昭和 57 年 1 月 1 日難民条約関係整備法の施行に伴い、国籍要件が撤廃されて国民年金の適用対象とされ、さらに昭和 61 年度の制度改正により、昭和 57 年 1 月 1 日前の期間を年金受給資格の合算対象期間とするなどの改善が図られました。しかしながら、大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの外国人高齢者や、昭和 57 年 1 月 1 日前に 20 歳に達しており同日前に障害の初診日がある外国人障害者については、老齢基礎年金や障害基礎年金及び特別障害給付金の制度的支給対象者となっていない状況があります。

在日外国人等の制度的無年金問題については、生活に関わる重要課題のため、福祉的措置として、県と市で協調して外国籍高齢者・障害者等福祉給付金を支給しています。障害者等福祉給付金について、本市では、平成 20 年度より障害基礎年金の対象者に含まれることの多い中度障害者(身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B1 判定、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者)も支給対象者とする制度に改正していますが、県は、未だ中度障害者を支給対象者としていません。さらに、本市においては、平成 22 年度より給付金についても老齢福祉年金、障害基礎年金に倣った併給を実施しており、県においても、同様の併給を実施されることが望まれます。

(要望)

国においては、平成 17 年 4 月に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が施行され、その法律の附則第 2 条に、在日外国人の無年金障害者だけでなくその他の無年金障害者に対しても所要の検討を行うことなどが明記されていますが、未だ救済措置が講じられていません。

については、法附則第 2 条に規定されている趣旨を踏まえ、在日外国人の制度的無年金障害者に対しても、早急に特別障害給付金制度と同様の給付金制度を創設されるよう強く要望いたします。併せて、在日外国人の制度的無年金高齢者についても、救済措置を講じられるよう要望いたします。

県においては、兵庫県無年金外国籍障害者等福祉給付金について、中度障害者も支給対象とする制度に拡充されること、さらに、兵庫県無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金について、国民年金制度に倣った併給を実施されることを要望いたします。

2. 乳幼児等・こども医療費助成制度の充実について

(課題)

子供の健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減する子供の医療費助成制度は全国の地方公共団体で実施されていますが、地方公共団体間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービスに格差が生じています。

(要望)

国においては、自治体間の格差を是正し、全ての国民が安心して子供を産み育てられる環境の実現のため、子供の医療費を無償化する制度を国の制度として創設することを要望いたします。

また、国の制度が創設されるまでの間、県においては、「こども医療費助成事業」での一部負担金等の制度内容について「乳幼児等医療費助成事業」と同じ制度内容とするよう要望いたします。

3. 国民健康保険における財政支援の強化・拡充について

(課題)

平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任は都道府県に移り、都道府県単位で財政基盤の安定化を図ることとなりますが、高齢、低所得の被保険者が比較的多くなる国民健康保険の構造的な問題による脆弱な財政基盤が解消されるわけではなく、一般会計からの法定外繰入や繰上充用を実施する市町村は少なくありません。

都道府県単位化に際し保険料率の大幅な変動が生じることのないよう、一般会計繰入や基金の取り崩しにより、その影響を緩和しております。一方で、一人当たり医療費が伸びている中、一般会計繰入を赤字と捉え、これを解消することが求められています。今後、保険料率を継続的あるいは一時集中的に引き上げることは、現下の社会情勢において、被保険者の大きな負担となります。

また、国民健康保険は、制度創設から我が国の国民皆保険制度の中核をなすものですが、国民健康保険における均等割保険料は、被保険者一人ひとりにかかるものであるため、子どもが多い世帯においては保険料の負担が大きくなります。これは国において推進される子育て施策の方向とも相入れないものであります。

(要望)

国民健康保険の都道府県単位化により財政基盤の安定化を図っていますが、高齢、低所得の被保険者が比較的多くなる国民健康保険の構造的な問題による脆弱な財政基盤が解消されるわけではなく、一般会計からの法定外繰入や繰上充用を実施する市町村は少なくありません。都道府県単位化に際し保険料率の大幅な変動が生じることのないよう、一般会計繰入や基金の取り崩しにより、その影響を緩和しております。一方で、一人当たり医療費が伸びている中、一般会計繰入を赤字と捉え、これを解消することが求められています。今後、保険料率を継続的あるいは一時集中的に引き上げることは、現下の社会情勢において、被保険者の大きな負担となります。

広域化された国民健康保険制度においては、保険給付に要する費用等に係る国庫負担割合の引き上げなど財政基盤の拡充・強化について、国の責任と負担により、実効力のある措置を図っていただくよう強く要望いたします。

また、国民健康保険の均等割保険料は被保険者一人ひとりにかかるものであるため、子どもが多い世帯においては保険料の負担が大きくなります。これは国において推進される子育て施策の方向とも相入れないものであります。

よって、子育て支援の観点から子どもに係る均等割保険料について、国の責任と負担による軽減等の見直しを早急に検討し、速やかに結論を出すことを要望します。

4. 災害援護資金貸付金の償還について

(課題)

阪神・淡路大震災に伴う災害援護資金の県への償還履行期限は、当初平成 18 年度となっていました。しかし、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の改正等により令和 2 年度まで延長が認められました。

しかしながら、いまだ多数の未償還者が存在する見込であり、全額一括返済を国・県から迫られた場合は、各市にとって多額の財政負担となるため、償還期限延長が必要となります。また、最終の未償還額に対する財政負担は、市が 100%となっており、市の負担が過大となっています。加えて、海外へ転出する等行方不明になっている者に対しては、弁済の可能性が不明という理由から償還対象とされています。さらに完済までの長大な期間の中で発生した連帯保証人の相続については、相続人の理解を得にくく交渉が難航しています。このようなことから、被災市町が負担する未償還額が多額となっています。さらに、平成 27 年度より償還事務にかかる国庫補助金が打ち切られて被災市町の単独事業となっていますので、財政を大きく圧迫する要因となっております。

(要望)

- (1) 償還期限である令和 2 年度よりさらなる償還期限延長を認めていただくことを要望いたします。
- (2) 被災市町は借受人等から現に償還があった額だけを償還することにすることを要望いたします。
- (3) 借受人及び連帯保証人が海外転出等行方不明の場合は、償還の対象から除外することを要望いたします。
- (4) 相続人調査の範囲を借受人・連帯保証人ともに第 1 順位までと明確にすることを要望いたします。
- (5) 被災市町が償還事務を行うための補助金を制度として設けていただくことを要望いたします。

5. 名神湾岸連絡線の今後の手続きについて

(課題)

名神湾岸連絡線は、阪神・神戸地域の慢性的な渋滞の解消や国道43号の沿道環境の改善に資するとともに、本市臨海部の交通問題の解決や沿道環境の改善のために必要な道路と考えており、大阪湾岸道路西伸部にあわせて整備が図られるよう期待していることから、市としても地元自治会や臨海部の事業所など地域関係者との調整に引き続き協力してまいります。

(要望)

当該道路は、市街地と海上を横切る長大な高架構造となる計画であり、住環境や景観に対する影響が大きいことから、以下の事項について、市とともに国への働きかけをお願いいたします。

- (1) 円滑に都市計画手続きを進めるために、地域関係者の理解と協力を得るための取組の実施を要望いたします。
- (2) 国が進めている環境アセスメントについての情報提供、及び地域関係者への丁寧な説明について要望いたします。
- (3) 当該道路は、市街地及び海辺を横断する長大な高架構造物であり、景観に与える影響が非常に大きいことから、構造検討の段階から市と十分にご協議いただけるよう要望いたします。
- (4) 西宮浜では移転対象となる企業等が多数生じることから、当該道路等の整備による阪神高速湾岸線沿い地域の企業立地条件の向上も考慮しつつ、企業移転の在り方検討についてのお力添えを要望いたします。

6. 市街化調整区域における農業振興策の拡充について

(課題)

市街化調整区域の農地は、都市の環境悪化を防止するとともに、市街地近郊の貴重な農地として保全すべきものであり、健全な農地利用が図られることが望ましく、本市としても、農業活性化を目的に、農業経営の改善、農作業の省力化並びに農業振興の推進につながる事業についての取組み等を支援していく考えです。

(要望)

市街化調整区域（農業振興地域以外）の農地を対象とした農業振興策の拡充を検討いただくようお願いいたします。

7. 一般国道 176 号「名塩道路」の整備について

(課題)

一般国道 176 号「名塩道路（計画延長 10.6 k m）」は、国土交通省の直轄事業として、交通渋滞の解消や、安全確保等を目的に整備が進められており、約 65%にあたる 6.9 k m が供用されています。

残る「生瀬工区」及び「東久保工区」の早期完成が課題となっています。

(要望)

「生瀬工区」及び「東久保工区」の早期完成と、完成時期など事業見通しの公表について要望いたします。

8. 一般県道生瀬門戸荘線「宝生ヶ丘地区」の整備について

(課題)

当該道路は、JR 宝塚駅・阪急宝塚駅周辺の幹線道路の迂回路として多数の交通が流れていますが、道路幅員の狭小区間があり、車両の離合が困難な事に併せ、安全な歩行者空間の確保が出来ていない状況にあります。

沿道地域や利用者からは、当該区間の早期整備を強く望まれております。

(要望)

平成 29 年度に事業着手し、平成 30 年度より用地交渉を進めていただいておりますが、地域住民より避難時道路の確保など、毎年、道路整備に関する要望が寄せられており、沿道地域の安全・円滑な交通確保を図るため、当該区間の道路拡幅・歩道整備の早期完成を要望いたします。

9. 社会資本整備総合交付金等の確保及び拡充について

(課題)

市が所管する道路・公園施設等は年々老朽化が進み、特に 1970 年代に集中して建設・整備された施設が、一斉に対策が必要な状況となっております。

しかしながら、近年の社会資本整備総合交付金等の交付額は、要望額に対し、十分な国費が配分されておらず、円滑な事業実施のためには、事業費の確保が課題となっております。

(要望)

西宮市では、社会資本整備総合交付金等により、街路事業、街路空間の再構築事業、防災事業、交通安全対策事業、橋梁修繕事業などを実施しております。

これらの事業は、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりに必要不可欠であり、継続的に安定した事業費の確保を必要としておりますので、国費の十分な配分を要望いたします。

10. 二級河川武庫川治水事業の促進及び西宮南部地域の総合的な治水対策の促進並びに南海トラフ巨大地震や高潮に備えた海岸保全施設の安全性向上について

(課題)

阪神間の市街地を貫流する武庫川は、沿川住民にとって利水面及び環境面において重要な役割を果たしていますが、治水に関しては大きな不安要因があります。

昭和 58 年 9 月の台風と秋雨前線による被害を契機に、県においては昭和 62 年度より河道整備に取り組まれています。平成 16 年 10 月の台風及び平成 26 年 8 月の台風では、護岸崩壊等、甚大な被害が発生し、一部地域に避難指示が出されるなど、大雨や台風時の住民の不安は増大しており、早急な治水対策が必要となっています。

また、津門川をはじめとする西宮南部を流れる他の二級河川において、治水安全度向上への早期対策に加え、総合的な治水対策の促進が喫緊の課題となっています。

本市の臨海部では、新川・東川の両排水機場の老朽化が著しく、安全性に不安があります。また、南海トラフ巨大地震対策を実施していただいている最中、平成 30 年 9 月の台風では既往最大の潮位、風速、波浪を記録し臨海部が被害を受けたことから、多くの不安を抱く地域住民より、南海トラフ巨大地震対策のほか新たな高潮対策を早急に講じて海岸保全施設の安全対策を一層強化するよう求められています。

(要望)

- (1) 武庫川水系河川整備計画に基づく治水対策事業を着実に進めていただき、更なる治水安全度の向上を要望いたします。
- (2) 本市中心市街地である阪急西宮北口駅周辺地域の治水対策として、津門川における地下貯留管の早期完成を要望いたします。
- (3) 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震の津波災害等に対する市民の安全と安心を確保するため、津波防災インフラ整備計画に基づいて実施中である新川水門及び新川・東川統合排水機場整備、防潮堤沈下対策に加えて、再度災害防止の観点からの新たな高潮対策を進めていただき、海岸保全施設の安全対策をより一層強化していただきますよう要望いたします。あわせて、市民に対して事業に係る周知を引き続き丁寧に行っていただくとともに、県が進める津波・高潮対策に関する最新情報の提供を要望いたします。

11. 消防防災施設整備費補助金の補助対象事業の拡充及び補助基準額の見直しについて

(課題)

近年、災害の多種多様化、高齢社会の進展、大規模自然災害等により、消防需要は増加し続け、また、南海トラフ地震の発生確率も高まっているため、消防庁舎及び消防団車庫等（以下「消防施設」という。）の機能を常時確保し、消防力を十分に発揮する必要がありますが、消防施設の老朽化が進み大規模な災害が発生した際には、施設自体の存続が危惧されます。そのため、消防施設の建替え及び改修（以下「建替え等」という。）について調整を進めておりますが、一自治体の財政負担が非常に大きいことから、財源確保が課題となっています。

また、通常火災をはじめ、大規模災害発生時に断水が生じた際、防火水槽は貴重な水源となりますが、設置から50年が経過する施設が増えてきており、老朽化が進行しています。防火水槽の躯体であるコンクリートの耐用年数は、一般的に50年と言われているため、早期に改修や更新が必要であり、特に、道路下に設置されている防火水槽については、崩落等の重大事故に繋がりがねないことから、緊急度の高い防火水槽から更新、補修を推進する必要がありますが、更新、補修基数が多く、一自治体での財源確保が困難であるため、計画的に進められていません。

(要望)

消防施設の計画的な建替え等を推進するため、補助対象事業外である消防施設の建替え等について、消防防災施設整備費補助金の対象事業とするよう、国に働きかけることを強く要望いたします。

また、新規整備、更新の防火水槽については、一定基準のもと補助対象事業となっておりますが、対象が限定されているうえに、事業費と基準額は大きく乖離しているため、基準額の見直しを図るよう国に働きかけることを強く要望いたします。加えて、既存の防火水槽を補修し、耐震化、長寿命化することも、消防防災体制の確保に有効であるため、補修についても対象事業とするよう国への働きかけを要望いたします。

12. 下水道施設の改築への国費支援の継続について

(課題)

兵庫県を事業主体として、武庫川の水質保全及び流域市街地における汚水、雨水の広域的な処理を目的とする流域下水道事業、また、安定的・経済的な処理を行うことを目的とし、阪神間の各自治体の公共下水道から発生する汚泥と武庫川流域下水道から発生する汚泥を集約する流域下水汚泥処理事業の推進を行っていただいております。

武庫川下流流域下水道については昭和44年度から、武庫川上流流域下水道については昭和53年度から、流域下水汚泥事業については、平成元年より供用を開始していることから、老朽化が進行しており、今後改築更新時期を迎え、多くの事業費が必要となってまいります。

しかしながら、平成29年度の財政制度等審議会において、下水道事業については、「受益者負担の原則」との整合性が取り上げられ、汚水事業に係る下水道施設の改築については排出者が負担すべきとの考えの下、国による支援は、未普及地域の解消及び雨水対策への重点化の方針が示されました。

下水道は、浸水防除、地域の公衆衛生の向上、公共用水域の水質を保全するなど、不特定多数に便益が及ぶ公共的役割がきわめて大きな事業であり、この役割は、新設時も改築時も変わるものではなく、今後も市民が安全で安心な社会生活を継続するため、下水道施設の改築への国費支援の継続は不可欠なものと考えております。

(要望)

下水道は、使用者はもとより、公衆衛生の確保や、公共下水水域の水質保全、大規模地震時におけるトイレ機能の確保等、不特定多数にも便益が及ぶものであり、極めて公共性が高い役割を担っており、仮に、下水道に係る管路施設はもとより機械電気設備を含めた下水道施設全般に関する改築への国費支援がなくなった場合、流域市では、流域下水道事業費の負担金の増加に伴う財源不足を補うために著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、市民生活や社会経済活動等に大きな影響がでることは避けられません。

一方、下水道使用料の大幅な引上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、汚水管破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、住民生活に重大な影響が及ぶことが懸念されます。

市民生活の維持や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共水域の水質を保全するために、流域下水道施設等の改築事業費に対して、現行の国費支援の堅持に努めていただきますよう要望いたします。

また、下水道事業が持続可能なインフラとして社会活動に寄与していくために、今後増大が見込まれる老朽対策を踏まえ、改築事業費に係る予算の確保を併せて要望いたします。

13. 栄養教諭の定数配置の拡充について

(課題)

小学校及び中学校の県費負担栄養教諭の配置基準は、児童生徒数が550人以上の単独調理場に1人、549人以下の単独調理場うち4分の1に1人となっており、現状では、一部の栄養教諭等に、未配置校から食育や栄養指導相談、アレルギー対応に係る相談、給食試食会への講師等依頼があり、これらの対応により十分に所属校での責務が担えない状況も生じてきています。また、食育の推進において栄養教諭配置校と未配置校との学校間格差が生じる結果となり、その解消が必要です。

さらに、学校におけるアレルギー対応の充実のためには、効果的な給食管理の在り方など、栄養教諭と養護教諭が連携し、その専門性を活かし校内体制を構築する必要があります。栄養教諭未配置校では、養護教諭や食育担当教諭がその責務を担うなど、業務過重となっている学校もあり、その対策も喫緊の課題です。

(要望)

食育のより一層の推進及び学校における食物アレルギー対応の充実のため、栄養教諭が全校に配置されるよう義務標準法における栄養教諭の定数拡充を要望いたします。

14. 特別な配慮を要する児童・生徒の支援に係る教職員などの配置について

(課題)

本市の小・中学校には、通常の学級に在籍するLD・ADHD等、発達障害の児童生徒が年々増加する傾向にあります。特別支援教育コーディネーター、通級による指導を行う学校生活支援教員、特別支援教育支援員が配置されていますが、支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに対して、十分な体制であるとはいえません。

また、市立特別支援学校においては、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しています。また、令和元年度現在、地域の小学校に医療的ケアの必要な児童が4名在籍しています。障害の重度・重複化、多様化に対応し、適切な指導や支援を行うためには、加配教員や医療職等の専門職員の配置や増員が必要です。

(要望)

通常の学級に在籍しているLD、ADHD等の児童生徒への校内支援体制を確立するため、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの配置を強く要望します。また、通級による指導を行う教員（学校生活支援教員）について、一層の充実が図られるよう強く要望するとともに、特別支援教育支援員についても増員できるよう要望いたします。

医療的ケアの必要な児童生徒に対しては、国による「教育支援体制整備事業費補助金」の十分な予算確保や補助率の拡大等を強く要望いたします。